

アイヌ文化と連携した海外との経済交流推進事業（北米）委託業務
企画提案指示書（案）

1 目的

本道独自のアイヌ文化が持つ魅力を活かして北海道のブランド力の底上げを図り、米国本土及びハワイ州におけるアイヌ文化の発信強化と道産品の輸出拡大等を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

契約締結の日から平成32年3月中旬まで（予定）

4 委託業務の内容

（1）道産品やアイヌ文化など北海道の多様な魅力を発信するプロモーションの実施

ア 道産品のテスト販売の実施

（ア）実施場所

a 米国本土（西海岸）及びハワイ州各1都市以上

（イ）実施内容

- a 現地小売店（米国本土及びハワイ州各1店舗以上）において道産品のテスト販売（10品目以上、1ヶ月以上の長期）及び実演販売を実施すること
- b 実施地域の実情を踏まえ、アイヌ文化の魅力を効果的に発信し、「イ」のプロモーションと連携を図り、相乗効果による道産品の付加価値向上、販路拡大を目指すこと
- c テスト販売の企画及び実施先の選定が将来的な継続取引につなげる内容となっていること
- d 商品の輸出等に当たり、テスト販売実施先とも連携の上、適切な支援を行うこと
- e メディアやSNS等を活用したキャンペーン等を一定期間継続的に実施し、道産品の付加価値向上、販路拡大を目指すこと

イ アイヌ文化の効果的なプロモーション

（ア）実施場所

a 米国本土（西海岸）及びハワイ州各1都市以上

（イ）実施内容

- a 実施地域の実情を踏まえ、彫刻や刺繍等の伝統工芸に係るアイヌ文化の実演やセミナーなど、アイヌ文化や北海道の魅力をトータルでPRする取組を実施すること
- b アイヌ文化の実演やセミナーにあたっては、工芸師等を複数人現地に派遣して実施するほか、現地旅行会社等と連携しツアーの造成、販売を行うなど民族共生象徴空間（ウポポイ）への具体的な誘客を図ることができる内容とすること。
- c 北海道の魅力発信にあたっては道産食品の試食や体験型の企画を用意するなど、北海道の魅力を体感できる内容とすること
- d 来場者にアンケートを実施すること
- e メディアやSNS等を活用したキャンペーン等を一定期間継続的に実施し、民族共生象徴空間（ウポポイ）等アイヌ文化の浸透を図ること

（2）現地バイヤーを招聘した商談会の開催

ア 実施場所

（ア）北海道内

イ 実施内容

- (ア) 米国展開を目指す道内企業の裾野を拡大するため、現地バイヤーを招聘した商談会等を道内で実施すること
- (イ) バイヤーについては上記(1)のテスト販売実施先等から招聘することとし、継続取引につながる企画となるよう、留意すること
- (ウ) 参加する道内企業は10社以上とすること

(3) 道内企業の米国展開機運を醸成するための各地域での説明会の開催

ア 実施場所

- (ア) 北海道内(4地域以上)

イ 実施内容

- (ア) 道内企業の米国展開への機運を醸成するため、最新の市場動向や輸入規制等の情報を広く提供するセミナーを開催すること
- (イ) セミナーの開催に当たっては、輸出支援機関等とも連携し、より効果的な内容となるよう、企画すること

(4) 実績報告書の作成

- ア 上記業務の実施結果について実績報告書を提出すること
(電子及び紙媒体(紙媒体は10部))

5 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア 業務を実施するにあたり、十分な知識や米国での実務経験を有していること
- イ 米国の小売店とのコネクションを有していること
- ウ 現地に拠点を有し、現地との連絡調整がスムーズに実施できること
- エ 提案内容が確実に実施される業務執行体制を有していること

(2) 企画提案の適合性

- ア それぞれの事業が明確なコンセプトの下にアイヌ文化の魅力を効果的に発信し、北海道ブランドの魅力を高める取組となっていること
- イ テスト販売の企画及び実施先の選定が将来的な継続取引につながる内容となっていること
- ウ 魅力発信の企画内容に来場者の関心を引くための工夫があり、アイヌ文化をはじめとする北海道の魅力をより多くの来場者に理解させる内容となっていること
- エ 想定するメディアやSNS等は、対象地域において相当程度の影響力を備えており、継続的な北海道の魅力発信につなげる企画内容となっていること
- オ 商談会は将来的な継続取引につなげる効果的な内容となっていること
- カ セミナーは道内企業の米国展開に向けた機運醸成を図る効果的な内容となっていること

7 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 受託者は他の道事業とも連携し、事業を実施すること。

8 予算上限額（消費税を含む）

13,041 千円

9 参加表明書、企画提案書の提出方法

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ

担 当 主 査 後藤 英徳

電 話 011-204-5342 (内線) 26-652

FAX 011-232-8870 E-mail gotou.hidenori@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 平成31年4月10日(水) 15時
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、郵送(書留郵便に限る。)
- エ 提出様式 別添1のとおり

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 平成31年4月16日(火) 15時
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)
- エ 提出様式 別添2のとおり

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、4月15日(月)午後5時までに上記9(1)の担当窓口へ連絡すること。

- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
9(1)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。